

扶養控除（異動）申告書の 電子申請について

目次

- 1. 扶養控除（異動）申告書の電子申請方法・・・・・・・・・・1P
- 2. 申請方法詳細・・・・・・・・・・2P
- 3. 添付書類の提出方法・・・・・・・・・・13P
- 4. 内容に異動がある場合の申請方法・・・・・・・・・・16P
- 5. 申請を取下げる場合の申請方法・・・・・・・・・・20P
- 6. 扶養控除（異動）申告書裏面・・・・・・・・・・22P
- 7. Q & A・・・・・・・・・・27P

1. 扶養控除（異動）申告書の電子申請について

Trinity テスト 太郎 さん	
お知らせ	>
シフト確認	>
スケジュール入力	>
スケジュール参照	>
検温報告	>
前日確認	>
起床確認	>
入店確認	>
退店確認	>
経費入力	>
店舗情報	>
勤怠確認	>
位置情報	>
労働条件電子メール通知同意	>
パスワード設定	>
メールアドレス登録・変更	>
扶養控除申請	>
年次有給休暇	>

- バックスグループの扶養控除（異動）申告書の電磁的方法による申請方法はTrinityを使用し、申請して頂きます。
- Trinityにログインし、入店確認や退店確認のメニューの様に『扶養控除申請』のメニューから申請を行っていただきます。

2. 申請方法詳細

2-1. ログイン後メニュー選択

Trinity テスト 太郎 さん

- 位置情報同意
- 労働条件電子メール通知同意
- パスワード設定
- メールアドレス登録・変更
- 扶養控除申請**
- 年次有給休暇

- ▶ Trinityにログイン後、『扶養控除申請』のメニューボタンを押下し、申請開始

2-2. 申請年を選択

■給与所得者の扶養控除等（異動）申告

申請年

2025

2026

- ▶ 申請する年を選択

2-3. 主たる勤務先の確認

当社が主たる勤務先で間違いありませんか？
（他の勤務先で提出している場合は、提出状況/税額区分が「未提出/乙欄」となります）

いいえ

いいえ
はい

- ▶ 当社が主たる勤務先の場合、「はい」を選択
- ▶ 「いいえ」を選択した場合、扶養控除（異動）申告書の提出なし

2-4. ご本人情報の確認

■ご本人情報

■扶養控除申告書

■ご本人の申告内容

■扶養者情報の申告内容

扶養親族追加

- ▶ 「ご本人情報」のメニューをクリックし開く

2-5. ご本人情報の確認

- ▶ 当社に登録されているご本人情報を確認
- ▶ 誤りがあれば訂正
- ▶ 変更がある場合には、変更後の内容を入力し、ご本人様確認書類を添付ください「3添付書類の提出方法について」をご参照ください

2-6. 扶養控除申告書確認

- ▶ 「扶養控除申告書」のメニューをクリックし、開く

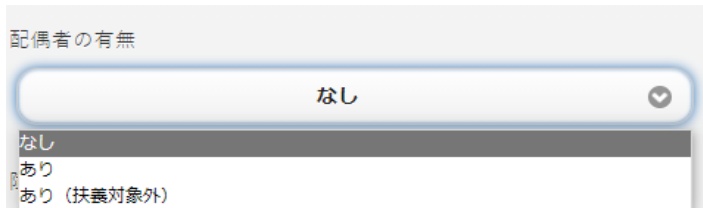
2-7. 扶養控除申告書内容確認

- ▶ 現時点の内容を確認
新規登録(未提出)の場合は
「未提出/乙欄」と表示

2-8. ご本人の申告内容確認

- ▶ 「ご本人の申告内容」のメニューをクリックし開く

2-9. 配偶者の有無の申告



- ▶ 配偶者がいない場合
「なし」を選択
- ▶ 配偶者がおり、所得税法上
扶養する場合、「あり」を
選択・・・2-18を対応
- ▶ 配偶者がいるが、所得税法上
扶養しない場合、
「あり（扶養対象外）」を選択

2-10. ご本人の申告内容



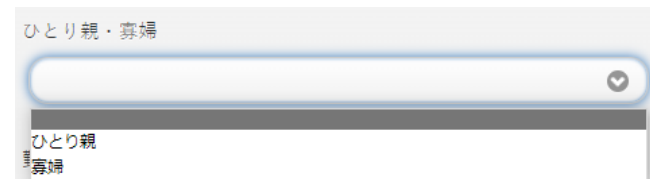
- ▶ ご本人が障害者の方
・・・2-11を対応
- ▶ ご本人がひとり親・寡婦の方
・・・2-12を対応
- ▶ ご本人が勤労学生の方
・・・2-13を対応
- ▶ **障害者・ひとり親・寡婦・
勤労学生の申告がない方**
・・・2-14へ進む

2-11. ご本人が障害者の場合



- ▶ 障害者か特別障害者か該当する
選択肢を選択
- ▶ どちらに該当するか確認したい
場合は「5.扶養控除（異動）申
告書裏面」を確認
- ▶ 障害者であることを確認できる
書類のデータを添付ください
「3添付書類の提出方法につ
いて」をご参照ください

2-12. ご本人がひとり親・寡婦の場合



- ▶ 子を扶養している場合で
配偶者等がない場合
「ひとり親」を選択
- ▶ 子は扶養しておらず寡婦に
該当する場合は「寡婦」を
選択
- ▶ 自身がひとり親・寡婦に
該当するか詳しい要件を
確認したい場合は「5.扶養控
除（異動）申告書裏面」へ

2-13. ご本人が勤労の場合

勤労学生

勤労学生

- ▶ 勤労学生に該当する場合は「勤労学生」を選択
- ▶ 自身がひとり親・寡婦に該当するか詳しい要件を確認したい場合は「5.扶養控除（異動）申告書裏面」へ
- ▶ 勤労学生であることを確認できる書類のデータを添付ください
「3添付書類の提出方法について」をご参照ください

2-14. ご本人の所得見積額

本人の年間所得合計見積額
※ 年収 - 所得控除額や必要経費

9000000

- ▶ ご本人の年間所得の合計見積額を数字で入力
- ▶ 所得とは
年収から所得控除や必要経費等の金額を引いた後の金額をいう

2-15. 住民票の世帯主確認

住民票 世帯主氏名

テスト 太郎

住民票 世帯主続柄

本人

本人
夫
妻
子
父
母
祖父
祖母
義父
義母
兄
姉
弟
妹
孫
叔父
叔母

- ▶ 住民票の世帯主氏名を入力
- ▶ 本人から見た世帯主の続柄を選択

2-16. 住民票の住所の確認

住民票 郵便番号

1700013

住民票 住所1

東京都豊島区東池袋

住民票 住所2

4-5-2

住民票 住所3

ライズアリーナビル14階

- ▶ 登録されている内容を確認する
- ▶ 住民票住所を異動された場合は異動後の住所を入力し、住民票を添付してください
「3添付書類の提出方法について」をご参照ください

2-17. 国内居住確認

居住に関し、1年以上国内に住所を有していますか？

いいえ

いいえ
はい

- ▶ 1年以上国内に住所を有している場合、「はい」を選択

2-18. 配偶者の申告内容

■扶養控除申告書

■ご本人の申告内容

■配偶者の申告内容

■扶養者情報の申告内容

扶養親族追加

- ▶ 2-9で 配偶者の有無の申告で「あり」の選択をされた方のみ対応
- ▶ 「配偶者の申告内容」のメニューをクリックし開く

2-19. 配偶者の氏名入力

所得税法上の配偶者の状態

氏名

姓 名

カナ

セイ メイ

- ▶ 配偶者の氏名とカナを入力

2-20. 配偶者の性別

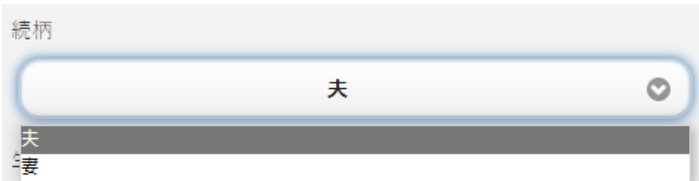
性別

男

男
女

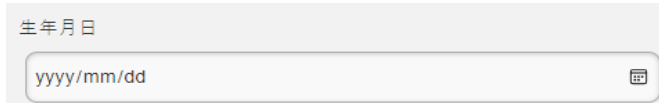
- ▶ 配偶者の性別を選択

2-21. 配偶者の続柄名入力



▶ 配偶者の続柄選択

2-22. 配偶者の生年月日



▶ 配偶者の生年月日を
「西暦8桁」で入力

2-23. 配偶者の同居確認



▶ 同居/別居の選択

2-24. 配偶者の同居確認 (別居の場合)



▶ 別居の場合、居住場所
(国内/国外) を選択
▶ 配偶者の居住先住所を入力

2-25. 配偶者の障害者区分 (該当者のみ)

障害者の区分

障害者
特別障害者

- ▶ 障害者か特別障害者か該当する選択肢を選択
- ▶ どちらに該当するか確認したい場合は「5.扶養控除（異動）申告書裏面」を確認
- ▶ 障害者であることを確認できる書類のデータを添付ください
「3添付書類の提出方法について」をご参照ください

2-26. 配偶者の年間所得見積額

年間所得見積額（退職所得含）
※ 年収 - 所得控除額や必要経費

- ▶ 配偶者の年間所得の合計見積額を数字で入力
- ▶ 源泉控除対象配偶者と同一生計配偶者（障害者の申告をする場合）とでは上限金額が異なるので注意
- ▶ 所得とは、年収から所得控除や必要経費等の金額を引いた後の金額をいう

2-27. 配偶者の退職所得 確認（該当者のみ）

退職所得見積額

※ (収入額 - 退職所得控除額) ÷ 2

- ▶ 配偶者に退職所得がある場合、退職所得の見積額を数字で入力
- ▶ 退職所得がない場合、「0」を入力

2-28. 扶養者情報の申告内容確認

■ 扶養控除申告書

■ ご本人の申告内容

■ 配偶者の申告内容

■ 扶養者情報の申告内容

扶養親族追加

- ▶ 「扶養者情報の申告内容」のメニューをクリックし開く

2-29. 扶養者情報の申告内容



- ▶ 所得税法上の扶養状況を確認
- ▶ 新規登録の場合は「なし」と表示

2-30. 扶養親族追加 (該当者のみ)



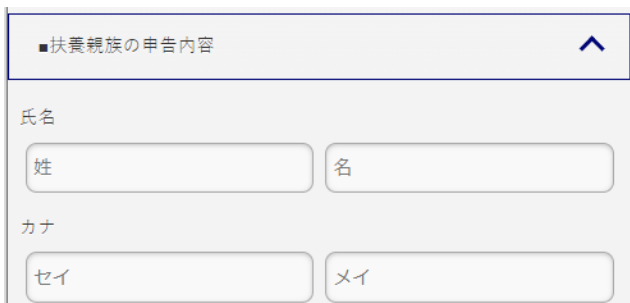
- ▶ 所得税法上の扶養者を登録したい場合にクリックする

2-31. 扶養親族の申告内容



- ▶ 「扶養親族の申告内容」のメニューをクリックし開く

2-32. 扶養親族の氏名



- ▶ 扶養する親族の「氏名」と「カナ」を入力

2-33. 扶養親族の性別

性別

男

男
女

▶ 扶養親族の性別を選択

2-34. 扶養親族の続柄

続柄

子

子
父
母
祖父
祖母
義父
義母
兄
姉
弟
妹
孫
叔父
叔母
養子
養女
妻の子
夫の子
里子

▶ 扶養親族の続柄を選択

2-35. 扶養親族の生年月日

生年月日

yyyy/mm/dd

▶ 扶養親族の生年月日を
「西暦8桁」で入力

2-36. 扶養親族の同居確認

同居の有無

同居

同居
別居

▶ 同居/別居の選択

2-37. 扶養親族の同居確認 (別居の場合のみ)

※別居の場合、居住場所

国内

※別居の場合、住所

- ▶ 別居の場合、居住場所
(国内/国外) を選択
- ▶ 扶養親族の居住先住所を
入力

2-38. 扶養親族の障害者区分 (該当者のみ)

障害者区分

障害者
特別障害者

- ▶ 障害者か特別障害者か
該当する選択肢を選択
- ▶ どちらに該当するか確認
したい場合は「5.扶養
控除(異動) 申告書裏面」
を確認
- ▶ 障害者であることを確認で
きる書類のデータを添付く
ださい
「3添付書類の提出方法に
ついて」をご参照ください

2-39. 扶養親族の年間所得 見積額

年間所得見積額 (退職所得含)

※ 年収 - 所得控除額や必要経費

- ▶ 扶養親族の年間所得の合計
見積額を数字で入力
- ▶ 扶養親族の申告ができる
所得金額には定めがある
(詳細は「5.扶養控除(異
動) 申告書裏面」を確認)
- ▶ 所得とは
年収から所得控除や必要
経費等の金額を引いた後の
金額をいう

2-40. 扶養親族の退職所得 見積額 (該当者のみ)

退職所得見積額

※ (収入額 - 退職所得控除額) ÷ 2

- ▶ 扶養親族に退職所得がある
場合、退職所得の見積額を
数字で入力
- ▶ 退職所得がない場合、
「0」を入力

2-42.申請

削除

閉じる

扶養親族追加

[添付書類]

※申請内容に「氏名等変更」「障害者」「学生」「非居住者」の場合は、本人確認書類・障害者手帳・学生証・送金関係書類等の写しを添付してください。
(業務部にて、添付書類の内容を確認してからご申告内容を反映いたします。)

☐ ファイルを添付します

1. 氏名や住所の変更がある場合は、本人確認書類の写し
2. 勤労学生控除を受ける場合には、勤労学生に該当する旨を証する書類の写し
3. 源泉徴収において、非居住者である親族に係る扶養控除、障害者控除又は源泉控除対象配偶者の控除の適用を受ける場合には、その親族に係る親族関係書類の写し
(扶養控除の対象となる非居住者である親族が、年齢30歳以上70歳未満で、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった親族である場合には、その親族に係る親族関係書類に加えて留学ビザ等書類)
4. 年末調整において、非居住者である親族に係る扶養控除又は障害者控除の適用を受ける場合には、その親族に係る送金関係書類の写し
(扶養控除の対象となる非居住者である親族が、年齢30歳以上70歳未満で、給与所得者からその年において生活費又は教育費に充ててための支払を38万円以上受けている場合には、その親族に係る38万円送金書類)
5. 障害者控除を受けるには、該当する旨を証する障害者手帳等の書類の写し

給与所得者の扶養控除等（異動）申告書を電子的方法による申請を実施

申請

終了

- ▶ 扶養親族が複数名いる場合は「扶養親族追加」をクリックし、2-32～2-40まで同様に対応
- ▶ 内容が問題ないかご確認後、「申請」をクリック
- ▶ 「OK」をクリック

3.添付書類の提出方法について

申告内容に「氏名等変更」「障害者」「学生」「非居住者」が含まれる場合は、
本人確認書類・障害者手帳・学生証・送金関係書類等の画像データを添付してください。

1.氏名や住所の変更がある場合 ⇒本人確認書類の画像データを添付

日本国籍の方-運転免許証（両面）・パスポート（現住所記載のもの、有効期限内のもの）
-住民基本台帳カード（顔写真があるもの、現住所記載のもの、有効期限内のもの）
-住民票の写し（現住所記載のもの、発行日から3カ月以内のもの）
-健康保険の資格確認書（現住所記載のもの、有効期限内のもの）
-学生証・生徒手帳（文部科学省認可校であること、現住所記載のもの、有効期限内のもの）等
外国籍の方-在留カード（現住所印字のもの、在留期限・有効期限内のもの）
-特別永住者証明書（現住所印字のもの、有効期限内のもの）

2.勤労学生控除を受ける場合 ⇒勤労学生に該当する旨を証する書類の画像データを添付

学生の方 -学生証（厚生労働省認可校であること、有効期限内のもの）
-在籍（在学）証明書（厚生労働省認可校であること、発行から3カ月以内のもの）
訓練生の方 -当該認定職業訓練の課程が当該要件に該当する課程である旨の労働大臣の証明書の写し
（当該訓練生が当該課程を履修する者である旨の職業訓練法人の代表者の証明書も必要）

3.源泉徴収において、非居住者である親族に係る扶養控除、障害者控除 又は源泉控除対象配偶者の控除の適用を受ける場合 ⇒その親族に係る親族関係書類の画像データを添付

（扶養控除の対象となる非居住者である親族が、年齢30歳以上70歳未満で、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった親族である場合には、その親族に係る親族関係書類に加えて留学ビザ等書類）

4.年末調整において、非居住者である親族に係る扶養控除又は障害者控除 の適用を受ける場合 ⇒その親族に係る送金関係書類の画像データを添付

（扶養控除の対象となる非居住者である親族が、年齢30歳以上70歳未満で、給与所得者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている場合には、その親族に係る38万円送金書類）

5.障害者控除を受ける場合 ⇒該当する旨を証する障害者手帳等の書類の画像データを添付

各種障害者手帳-氏名、等級、有効期がある場合には有効限を確認できるように画像データを添付してください。

※画像1枚あたり10MBが上限です。
※一度に登録できる画像は、10件までです。
※使用できるファイルは、「.jpg」「.jpeg」「.png」「.pdf」「.heic」のみです。

○添付書類の提出方法

3-1. ファイル添付に☑する

【添付書類】
※申告内容に「氏名等変更」「障害者」「学生」「非居住者」の場合は、本人確認書類・障害者手帳・学生証・送金関係書類等の写しを添付してください。
(※業務部にて、添付書類の内容を確認してからご申告内容を反映いたします。)

☐ ファイルを添付します

1. 氏名や住所の変更がある場合は、本人確認書類の写し
2. 勤労学生控除を受ける場合には、勤労学生に該当する旨を証する書類の写し
3. 源泉徴収において、非居住者である親族に係る扶養控除、障害者控除又は源泉控除対象配偶者の控除の適用を受ける場合には、その親族に係る親族関係書類の写し
(扶養控除の対象となる非居住者である親族が、年齢30歳以上70歳未満で、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった親族である場合には、その親族に係る親族関係書類に加えて留学ビザ等書類)
4. 年末調整において、非居住者である親族に係る扶養控除又は障害者控除の適用を受ける場合には、その親族に係る送金関係書類の写し
(扶養控除の対象となる非居住者である親族が、年齢30歳以上70歳未満で、給与所得者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている場合には、その親族に係る38万円送金書類)
5. 障害者控除を受けるには、該当する旨を証する障害者手帳等の書類の写し

給与所得者の扶養控除等（異動）申告書を電磁的方法による申請を実施

申請

3-2. ファイル添付ページに進む

【添付書類】
※申告内容に「氏名等変更」「障害者」「学生」「非居住者」の場合は、本人確認書類・障害者手帳・学生証・送金関係書類等の写しを添付してください。
(※業務部にて、添付書類の内容を確認してからご申告内容を反映いたします。)

☒ ファイルを添付します

1. 氏名や住所の変更がある場合は、本人確認書類の写し
2. 勤労学生控除を受ける場合には、勤労学生に該当する旨を証する書類の写し
3. 源泉徴収において、非居住者である親族に係る扶養控除、障害者控除又は源泉控除対象配偶者の控除の適用を受ける場合には、その親族に係る親族関係書類の写し
(扶養控除の対象となる非居住者である親族が、年齢30歳以上70歳未満で、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった親族である場合には、その親族に係る親族関係書類に加えて留学ビザ等書類)
4. 年末調整において、非居住者である親族に係る扶養控除又は障害者控除の適用を受ける場合には、その親族に係る送金関係書類の写し
(扶養控除の対象となる非居住者である親族が、年齢30歳以上70歳未満で、給与所得者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている場合には、その親族に係る38万円送金書類)
5. 障害者控除を受けるには、該当する旨を証する障害者手帳等の書類の写し

給与所得者の扶養控除等（異動）申告書を電磁的方法による申請を実施

申請（ファイル添付ページへ進む）

3-3. ファイルを選択する

添付ファイル：

添付ファイルなし

添付ファイル01：

ファイルの選択 学生証.jpg

ここにコメントを書く...

添付ファイルを追加

▶ ファイルの選択をクリックし、ファイルを選択する。

▶ 追加で添付をする場合は、「添付ファイルを追加」をクリック

3-4. 申請

※上記「添付ファイルの更新」ボタンより必要な画像を登録・削除後、「申請」ボタンを押して申請を完了させてください。

申請

終了

▶ 添付をご確認後、「申請」をクリック

※申請画面に戻ることはできません。

添付をしない場合はなにも添付せずに申請をクリック。

※終了をクリックするとトリニティTOP画面に戻ります。

3-5. ファイルを変更する場合

添付ファイル：

添付ファイルなし

添付ファイル01：

ファイルの選択 戸籍謄本.pdf

ここにコメントを書く...

添付ファイルを追加

▶「ファイルの選択」をクリックし、ファイルを選択しなおす

3-6. ファイルを削除する場合

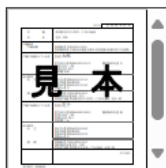
※新規画像の登録は、ファイルを選択後に「添付ファイルの更新」ボタンを押してください。
※登録画像の削除は、「このファイルを削除する」をチェック後に「添付ファイルの更新」ボタンを押してください。
※登録と削除は、一度に更新できます。
※画像1枚あたり10MBが上限です。
※一度に登録できる画像は、10件までです。10件以上登録する場合は、10件ずつ、登録してください。
※使用できるファイル拡張子は、「.jpg」、「.jpeg」、「.png」、「.pdf」、「.heic」のみです。

添付ファイルの更新

▶「添付ファイルの更新」をクリックし

3-7. ファイルを削除

添付ファイル：



ファイル形式：pdf
ファイル名：戸籍謄本
コメント：

☐ このファイルを削除する

▶削除したいファイルの「☐このファイルを削除する」に☒を入れる

3-8. ファイルを更新

※新規画像の登録は、ファイルを選択後に「添付ファイルの更新」ボタンを押してください。
※登録画像の削除は、「このファイルを削除する」をチェック後に「添付ファイルの更新」ボタンを押してください。
※登録と削除は、一度に更新できます。
※画像1枚あたり10MBが上限です。
※一度に登録できる画像は、10件までです。10件以上登録する場合は、10件ずつ、登録してください。
※使用できるファイル拡張子は、「.jpg」、「.jpeg」、「.png」、「.pdf」、「.heic」のみです。

添付ファイルの更新

▶再度「添付ファイルの更新」をクリック

4.内容に異動がある場合の 申請方法

- ご本人の申告（障害・ひとり親・寡婦・勤労学生）状況が変更した場合の申請方法
- 配偶者や扶養者の追加・削除等が発生し、今までの扶養控除（異動）申告書の内容から変動がある場合の申請方法
- 変更内容は、未来に向かってのみ適用される
（既に計算された給与に対しては取下げ
できません）

○ご本人の申告状況（障害・ひとり親・寡婦・勤労学生） を訂正・変更したい場合の申請方法

4-1.ご本人の申告内容を開く



■ご本人情報

■扶養控除申告書

■ご本人の申告内容

■扶養者情報の申告内容

扶養親族追加

- ▶ 「ご本人の申告内容」のメニューをクリックし開く

4-2.該当項目の訂正・変更



■ご本人の申告内容

配偶者の有無

障害者の区分

ひとり親・寡婦

勤労学生

※

- ▶ 該当項目（※）の訂正または変更

4-3.訂正・変更の申請



給与所得者の扶養控除等（異動）申告書を電磁的方法による申請を希望

申請

○○○○○ の内容
申請します。

OK キャンセル

- ▶ 「申請ボタン」クリック
- ▶ 「OKボタン」クリック

○配偶者の内容の一部を訂正・変更したい場合の申請方法

4-4.配偶者の申告内容を開く

■扶養控除申告書

■ご本人の申告内容

■配偶者の申告内容

■扶養者情報の申告内容

扶養親族追加

▶「配偶者の申告内容」のメニューをクリックし開く

4-5.該当項目の訂正・変更

■配偶者の申告内容

所得税法上の配偶者の状態 一般（70歳未満）

氏名 テスト 花代

カナ テスト ハナヨ

性別 女

続柄 妻

生年月日 1977/07/07

同居の有無 同居

障害者区分

年間所得見込額（退職所得含） ※ 年収・所得控除額や必要経費 100000

退職所得見込額 ※ (収入額・退職所得控除額) × 2 0

※

▶該当項目（※）の訂正または変更

4-6.訂正・変更の申請

給与所得者の扶養控除等（異動）申告書を電子的方法による申請の実施

申請

00000 の内容

申請します。

OK キャンセル

▶「申請ボタン」クリック

▶「OKボタン」クリック

○配偶者を扶養しない方へ変更したい場合

4-7.ご本人の申告内容を開く

■ご本人情報

■扶養控除申告書

■ご本人の申告内容

■扶養者情報の申告内容

扶養親族追加

- ▶ 「配偶者の申告内容」のメニューをクリックし開く

4-8.配偶者の有無を選択する

配偶者の有無

なし

なし

あり

あり (扶養対象外)

- ▶ 配偶者がいない場合
「なし」を選択
- ▶ 配偶者がいるが、所得税法上
扶養しない場合、
「あり (扶養対象外)」を選択
- ▶ この2つのどちらかを選択することで配偶者の申告欄が非表示となり、削除される

4-9.訂正・変更の申請

給与所得者の扶養控除等（異動）申告書を電子的方法による申請を実施

申請



〇〇〇〇〇の内容
申請します。

OK キャンセル

- ▶ 「申請ボタン」クリック
- ▶ 「OKボタン」クリック

○配偶者を扶養したい場合

- ▶ (3-8で) 「あり」を選択
- ▶ 2-18～2-27までと同様の手順で配偶者の内容を申告する

○扶養者の内容の一部を訂正・変更したい場合の申請方法

4-10.扶養者情報の申告内容を開く

▶ 扶養者情報の申告内容欄をクリックし開く

→ 4-11.該当項目の訂正・変更

▶ 該当項目（※）の訂正または変更

4-12.訂正・変更の申請

▶ 「申請ボタン」クリック
▶ 「OKボタン」クリック

○扶養者を扶養しない方へ変更したい場合

4-13.扶養者情報の申告内容を開く



■扶養控除申告書

■ご本人の申告内容

■配偶者の申告内容

■扶養者情報の申告内容

扶養親族追加

- ▶ 扶養者情報の申告内容欄をクリックし開く

4-14.対象者の確認・削除



■扶養親族の申告内容

氏名 テスト 一部

カナ テスト イチロウ

性別 男



削除

- ▶ 削除したい対象者が氏名を確認
- ▶ 「削除ボタン」クリック

4-15.訂正・変更の申請



給付所得者の扶養控除等（異動）申告書を電磁的方法による申請を実施

申請



00000 の内容

申請します。

OK キャンセル

- ▶ 「申請ボタン」クリック
- ▶ 「OKボタン」クリック

○扶養者を追加したい場合

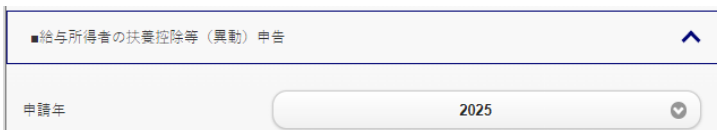
- ▶ 2-30～2-40までと同様の手順で扶養者の内容を申告する

5. 申請を取下げる場合の申請方法

- 今まで申告していて扶養控除（異動）申告書を取下げる場合の申請方法
- 一部の変更や訂正ではなく全て取下げる場合
- 取下げは、未来に向かってのみ適用されます（既に計算された給与に対しては取下げできません）
- 取下げ後は源泉徴収税額表の「乙欄」で計算され、扶養控除（異動）申告書を提出頂いていた際より高い税金が給与天引きされます

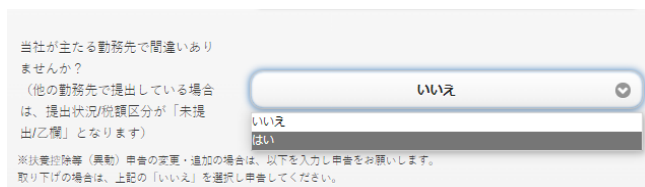
○扶養控除（異動）申告書の取下げ

5-1. 申請年を選択



▶ 取下げる対象の年を選択

→ 5-2. 主たる勤務先の選択



▶ 「いいえ」選択

5-3. 取下げの申請



▶ 「申請ボタン」クリック
▶ 「OKボタン」クリック

6.扶養控除（異動）申告書裏面

- 申告・記載についての注意点等を記載しております。
- 記載内容については令和7年・令和8年の基準となっておりますので、詳細については必ず申告を行う該当年の扶養控除（異動）申告書の裏面等をご確認ください。
- 扶養控除（異動）申告書の様式は国税庁ホームページにてご確認ください。

1 申告についてのご注意

- (1) この申告書は令和8年の最初の給与の支払を受ける日の前日までに、給与支払者に提出してください。
- (2) この申告書に記載すべき事項が令和7年においてその給与の支払者を經由して提出した申告書に記載した事項から異動がない場合には、その記載すべき事項に代えて「異動がない」旨を記載した申告書（以下「簡易な申告書」といいます。）を提出することができます。簡易な申告書の提出に当たっては、国税庁ホームページに掲載している、記載のしかた（記載例）をご確認ください（表面の二次元コードからもご確認ください）。
- (3) この申告書の提出後、記載内容に異動があったときは、別に異動申告書を提出するかあるいはこの申告書の該当項目を異動後の内容に補正してください。
- (4) 2か所以上から給与の支払を受け、1か所から受ける給与だけでは源泉控除対象配偶者に係る配偶者（特別）控除、源泉控除対象親族に係る扶養控除又は特定親族特別控除及び障害者控除等の全額が控除しきれない場合には、源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族を分けて他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出することができます。
- (5) 年末調整において、基礎控除、配偶者（特別）控除又は特定親族特別控除の適用を受ける場合には、所要の事項を記載した「給与所得者の基礎控除申告書」、「給与所得者の配偶者控除等申告書」又は、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を作成し、令和8年の最後の給与の支払を受ける日の前日までに給与支払者に提出する必要があります。

2 記載についてのご注意

- (1) この申告書を簡易な申告書として提出する場合には、「あなたの氏名」、「あなたの住所又は居所」及び「あなたの個人番号」欄に記載し、前年に提出した申告書に記載した事項から異動がない旨を余白等に記載してください。
- (2) 「あなたの個人番号」及び「個人番号」欄には、それぞれ、あなた、源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族、年齢16歳未満の扶養親族又は退職手当等を有する配偶者・扶養親族・特定親族のマイナンバー（個人番号）を記載する必要がありますが、一定の要件の下、マイナンバー（個人番号）の記載を要しない場合がありますので、給与支払者に確認してください。
- (3) 「給与の支払者の法人（個人）番号」欄には、この申告書を受理した給与の支払者の法人番号又はマイナンバー（個人番号）を記載してください。
- (4) 「主たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
- (5) 控除対象扶養親族が同居老親等である場合には、「老人扶養親族」欄の「同居老親等」に同居老親等以外の老人扶養親族であるときは「その他」にチェックを付けてください。また、源泉控除対象親族が特定扶養親族である場合には、「特定扶養親族・特定親族」に、特定親族である場合には、同欄の「特定親族」にチェックを付けてください。
- (6) 「令和8年中の所得の見積額」欄には、収入金額等から必要経費等を差し引いた金額を記載してください。所得の種類が給与である場合には収入金額から給与所得控除額を差し引いた金額が給与所得の金額となります。なお、非課税とされる遺族年金などの所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当等などについては、源泉控除対象配偶者や源泉控除対象親族等の判定の基礎となる所得には含まれません。

令和8年版 扶養控除申告書 裏面

- (7) 源泉控除対象配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けてください。また、源泉控除対象親族が非居住者である場合には、次のとおり、「非居住者である親族」欄の該当する項目にチェックを付けてください。
- イ その親族の年齢が16歳以上30歳未満又は70歳以上である場合・・・
「16歳以上30歳未満又は70歳以上」
 - ロ その親族の年齢が30歳以上70歳未満で一定の要件を満たす人
(下記4⑤ロ(ハ)に該当する人)である場合・・・
「留学」、「障害者」又は「38万以上の支払」のうち該当する項目
(2つ以上の項目に該当する場合、いずれか1つ)
(注)「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない人をいいます。
- (8) 「生計を一にする事実」欄には、控除対象扶養親族が非居住者である場合に、年末調整時に、令和8年中にその親族に送金等をした金額の合計額を記載してください
(その非居住者が「特定親族」あである場合にはこの欄を記載する必要はありません。)
- (9) 「障害者又は勤労学生の内容」欄には、それぞれ次の事項を記載してください。
- イ 障害者(特別障害者)・・・障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度(障害の等級)などの障害者(特別障害者)に該当する事実。その人が同一生計配偶者又は扶養親族の場合には、併せてその人の氏名(特別障害者であるときは同居の有無)、マイナンバー(個人番号)(注)、住所又は居所、生年月日、あなたとの続柄及び令和8年中の所得の見積額(これらの事項のうち、「源泉控除対象配偶者」欄、「源泉控除対象親族」欄又は「住民税に関する事項」欄に記載している事項については、氏名を除き、記載を省略できます。)
また、その同一生計配偶者又は扶養親族が非居住者である場合には、その旨及び令和8年中にその同一生計配偶者又は扶養親族に送金等をした金額の合計額(送金等をした金額の合計額は、年末調整時に記載します。)
(注)一定の要件の下、マイナンバー(個人番号)の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
 - ロ 勤労学生・・・学校名と入学年月日及び令和8中の所得の種類とその見積額
(注)寡婦又はひとり親に該当する人については、この欄の記載を要しません。
- (10) あなたの同一生計内に所得者が2人以上いるときは、扶養親族等(控除対象配偶者、障害者である同一生計配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、控除対象扶養親族、障害者である扶養親族又は特定親族をいいます。)を他の所得者の扶養親族としたり、また、その生計内の扶養親族等を分けて控除を受けたりすることができます。このような場合には、その扶養親族等の氏名などを「D」欄に記載してください。

- (11) 「住民税に関する事項」欄は①扶養親族のうち年齢16歳未満の人を有する場合及び②退職手当等（源泉徴収されるものに限ります。以下（11）において同じです。）の支払を受ける配偶者（退職所得を除く所得の見積額が133万円以下である人に限ります。）、扶養親族又は特定親族を有する場合並びに③寡婦又はひとり親に該当する場合（退職手当等の支払を受ける扶養親族を有する場合に限ります。）に記載してください（住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には退職所得の金額は含めないこととされています。）。退職手当等の支払を受ける年齢16歳未満の扶養親族について、退職所得を含む所得の見積額が58万円を超える場合には、「16歳未満の扶養親族」欄は記載せず、「退職手当等を有する配偶者・扶養親族・特定親族」欄のみ記載します。また、「控除対象外国扶養親族」欄又は「非居住者である親族」欄を記載した場合には、下記3（2）の確認書類を令和9年3月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。「住民税に関する事項」欄について、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。

3 添付書類

- (1) 年の中で就職した人で前職がある人は、前の勤務先から交付を受けた源泉徴収票などを、また、年の中で従たる給与を主たる給与に変更した人は、変更前の主たる給与支払者から交付を受けた源泉徴収票などを添付してください。
- (2) 「A」～「C」欄に記載した親族が非居住者である場合に必要な添付書類等、手続の詳細は、国税庁ホームページに掲載している「非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ」をご確認ください。
- (3) あなたが勤労学生である場合（専修学校、各種学校の生徒や職業訓練法人の訓練生の場合に限ります。）には、文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書の写しと学校長又は職業訓練法人の代表者の証明書を添付してください。

▼非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ



4 扶養親族等の範囲

【①同一生計配偶者】 所得者（この申告書を提出する人をいいます。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者（以下「青色事業専従者等」といいます。）を除きます。）で、 令和8年中の所得の見積額が58万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入が123万円以下）の人
【②源泉対象配偶者】 ①の同一生計配偶者のうち、令和8年中の所得の見積額が1,000万円以下である所得者の配偶者
【③源泉控除対象配偶者】 所得者（令和8年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者等を除きます。）で、令和8年中の所得の見積額が95万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入が160万円以下）の人 （注）夫婦の双方がお互いに源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。
【④扶養親族】 所得者と生計を一にする親族（児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子及び老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人を含み、配偶者及び青色事業専従者等を除きます。）で、令和8年中の所得の見積額が58万円以下の人
【⑤控除対象扶養親族】 ④の扶養親族のうち、次の場合の区分に応じ、それぞれ次に該当する人 イ 扶養親族が居住者の場合 年齢16歳以上の人（平成23年1月1日以前に生まれた人） ロ 扶養親族が非居住者の場合 次のいずれかに該当する人 （イ） 年齢が16歳以上30歳未満の人（平成9年1月2日から平成23年1月1日までの間に生まれた人） （ロ） 年齢が70歳以上の人（昭和32年1月1日以前に生まれた人） （ハ） 年齢30歳以上70歳未満の人（昭和32年1月2日から平成9年1月1日までの間に生まれた人）のうち、「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「あなたから令和8年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人」
【⑥特定扶養親族】 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人（平成16年1月2日から平成20年1月1日までの間に生まれた人）
【⑦老人扶養親族】 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人（昭和32年1月1日以前に生まれた人）
【⑧特定親族】 所得者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満（平成16年1月2日から平成20年1月1日までに間に生まれた人）の親族（児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子を含み、配偶者及び青色事業専従者等を除きます。）で、令和8年中の所得の見積額が58万円超123万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が123万円超188万円以下の人）
【⑨源泉控除対象親族】 ⑤の控除対象扶養親族又は⑧の特定親族のうち令和8年中の所得の見積額が100万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が165万円以下）のいずれかに該当する人 （注）親族の双方がお互いに特定親族に係る控除の適用を受けることや、特定親族に係る控除の適用を受けている親族を特定親族として控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。

【⑩同居老親等】⑦の老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかとの同居を常況としている人

【⑪障害者（特別障害者）】所得者本人又はその①の同一生計配偶者や④の扶養親族で、次のいずれかに該当する人
 イ 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人・・・全て特別障害者になります。
 ロ 精神保健指定医などから知的障害者と判定された人・・・このうち、重度の知的障害者と判定された人は特別障害者になります。
 ハ 精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている人・・・このうち、障害等級が1級の人、特別障害者になります。
 ニ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人・・・このうち、障害の程度が1級又は2級の人、特別障害者になります。
 ホ 戦傷病者手帳の交付を受けている人・・・このうち、障害の程度が恩給法別表1号表ノ2の特別項症から第三項症までの人は、特別障害者になります。
 ヘ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人・・・全て特別障害者になります。
 ト 常に就床を要し、複雑な介護を要する人・・・全て特別障害者になります。
 チ 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の人で、市町村長、特別区の区長や福祉事務所長から、イ、ロ又はニに準ずる障害があると認定されている人・・・このうち、イ、ロ又はニの特別障害者と同程度の障害がある人は、特別障害者になります。

【⑫同居特別障害者】①の同一生計配偶者又は④の扶養親族のうち特別障害者で、所得者、その配偶者又は所得者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人

【⑬寡婦】所得者本人で、次のいずれかに該当する人のうち、令和8年中の所得の見積額が500万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が6,777,778円以下）、かつ、その所得者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない人（⑭のひとり親に該当する人を除きます。）
 イ 夫と離婚した後婚姻をしていない人で、④の扶養親族を有する人
 ロ 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない人

【⑭ひとり親】所得者本人で、次の全てに該当する人のうち、令和8年中の所得の見積額が500万円以下、かつ、その所得者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない人
 イ 現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死が明らかでない人
 ロ その所得者と生計を一にする子（他の人の①の同一生計配偶者又は④の扶養親族とされている者を除き、令和8年中の総所得金額等の見積額が58万円以下の子に限ります。）を有する人

【⑮勤労学生】所得者本人で、次の全てに該当する人
 イ 大学、高等学校などの学生や生徒、一定の要件を備えた専修学校、各種学校の生徒又は職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける訓練生であること。
 ロ 自分の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得（以下「給与所得等」といいます。）があること。
 ハ 令和8年中の所得の見積額が85万円以下（給与所得だけの場合は、給与収入金額が150万円以下）であって、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下であること。

令和7年版 扶養控除申告書 裏面

1 申告についてのご注意

- (1) この申告書は令和7年の最初の給与の支払を受ける日の前日までに、給与支払者に提出してください。
- (2) この申告書に記載すべき事項が令和6年においてその給与の支払者を經由して提出した申告書に記載した事項から異動がない場合には、その記載すべき事項に代えて「異動がない」旨を記載した申告書（以下「簡易な申告書」といいます。）を提出することができます。簡易な申告書の提出に当たっては、国税庁ホームページに掲載している、記載のしかた（記載例）をご確認ください（表面の二次元コードからもご確認ください。）。
- (3) この申告書の提出後、記載内容に異動があったときは、別に異動申告書を提出するかあるいはこの申告書の該当項目を異動後の内容に補正してください。
- (4) 2か所以上から給与の支払を受け、1か所から受ける給与だけでは源泉控除対象配偶者について控除を受ける配偶者（特別）控除や扶養控除、障害者等の控除の全額が控除しきれない場合には、源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族を分けて他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出することができます。
- (5) 年末調整において、基礎控除又は配偶者（特別）控除の適用を受ける場合には、所要の事項を記載した「給与所得者の基礎控除申告書」又は「給与所得者の配偶者控除等申告書」を作成し、令和7年の最後の給与の支払を受ける日の前日までに給与支払者に提出する必要があります。

2 記載についてのご注意

- (1) この申告書を簡易な申告書として提出する場合には、「あなたの氏名」、「あなたの住所又は居所」及び「あなたの個人番号」欄に記載し、前年に提出した申告書に記載した事項から異動がない旨を余白等に記載してください。
 - (2) 「あなたの個人番号」及び「個人番号」欄には、それぞれ、あなた、源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族、年齢16歳未満の扶養親族又は退職手当等を有する配偶者・扶養親族のマイナンバー（個人番号）を記載する必要がありますが、一定の要件の下、マイナンバー（個人番号）の記載を要しない場合がありますので、給与支払者に確認してください。
 - (3) 「給与の支払者の法人（個人）番号」欄には、この申告書を受理した給与の支払者の法人番号又はマイナンバー（個人番号）を記載してください。
 - (4) 「主たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
 - (5) 控除対象扶養親族が同居老親等である場合には、「老人扶養親族」欄の「同居老親等」に同居老親等以外の老人扶養親族であるときは「その他」にチェックを付けてください。また、控除対象扶養親族が特定扶養親族である場合には、「特定扶養親族」欄にチェックを付けてください。
 - (6) 「令和7年中の所得の見積額」欄には、収入金額等から必要経費等を差し引いた金額を記入してください。この場合、所得の種類が給与である場合には収入金額から給与所得控除額（例えば収入金額が161万9千円未満の場合には55万円（収入金額を限度とします。））を差し引いた金額が給与の所得の金額となります。なお、非課税とされる遺族年金などの所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当等などについては、源泉控除対象配偶者や扶養控除等の判定の基礎となる所得には含まれません。
 - (7) 源泉控除対象配偶者が非居住者（注）である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けてください。また、控除対象扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が16歳以上30歳未満又は70歳以上である場合には、「非居住者である親族」欄の「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、その非居住者の年齢が30歳以上70歳未満で一定の要件を満たす人（下記4⑤ロ（ハ）に該当する人）である場合には、「非居住者である親族」欄の「留学」、「障害者」又は「38万以上の支払」のうち該当する項目にチェックを付けてください（2つ以上の項目に該当する場合、いずれか1つにチェックを付けてください。）。
- （注）「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない人をいいます。

令和7年版 扶養控除申告書 裏面

- (8) 「生計を一にする事実」欄には、控除対象扶養親族が非居住者である場合に、年末調整時に、令和7年中にその親族に送金等をした金額の合計額を記載してください。
- (9) 「障害者又は勤労学生の内容」欄には、それぞれ次の事項を記載してください。
- イ 障害者（特別障害者）・・・・・・・・・・障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（障害の等級）などの障害者（特別障害者）に該当する事実。その人が同一生計配偶者又は扶養親族の場合は、併せてその人の氏名（特別障害者であるときは同居の有無）、マイナンバー（個人番号）（注）、住所又は居所、生年月日、あなたとの続柄及び令和7年中の所得の見積額（これらの事項のうち、「源泉控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族」欄又は「住民税に関する事項」欄に記載している事項については、氏名を除き、記載を省略できます。）
- また、当該同一生計配偶者又は扶養親族が非居住者である場合には、その旨及び令和7年中にその同一生計配偶者又は扶養親族に送金等をした合計額（送金等をした金額の合計額は、年末調整時に記載します。）
- （注）一定の要件の下、マイナンバー（個人番号）の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
- ロ 勤労学生・・・・・・・・・・学校名と入学年月日及び令和7中の所得の種類とその見積額
- （注）寡婦又はひとり親に該当する人については、この欄の記載を要しません。
- (10) あなたの同一生計内に所得者が2人以上いるときは、あなたの扶養親族等（控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は障害者である同一生計配偶者又は年齢16歳未満の扶養親族をいいます。）を他の所得者の扶養親族としたり、また、その生計内の扶養親族等を分けて控除を受けたりすることができます。このような場合には、その扶養親族等の氏名などを「D」欄に記載してください。
- (11) 「住民税に関する事項」欄は①扶養親族のうち年齢16歳未満の人を有する場合及び②退職手当等（源泉徴収されるものに限ります。以下（11）において同じです。）の支払を受ける配偶者（退職所得を除く所得の見積額が133万円以下である人に限ります。）又は扶養親族を有する場合並びに③寡婦又はひとり親に該当する場合（退職手当等の支払を受ける扶養親族を有する場合に限ります。）に記載してください（住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には退職所得の金額は含めないこととされています。）退職手当等の支払を受ける年齢16歳未満の扶養親族について退職所得を含む所得の見積額が48万円を超える場合には、「16歳未満の扶養親族」欄は記載せず、「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」欄のみ記載します。また、「控除対象外国扶養親族」欄又は「非居住者である親族」欄を記載した場合には、下記3（2）の確認書類を令和8年3月16日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。「住民税に関する事項」欄について、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。

3 添付書類

- (1) 年の中途で就職した人で前職がある人は、前の勤務先から交付を受けた源泉徴収票などを、また、年の中途で従たる給与を主たる給与に変更した人は変更前の主たる給与支払者から交付を受けた源泉徴収票などを添付してください。
- (2) 以下に掲げる親族が非居住者である場合に必要な書類等の手続の詳細は、国税庁ホームページに掲載している「非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ」をご確認ください。
- イ 扶養控除又は障害者控除を受ける扶養親族
ロ 源泉控除対象配偶者である配偶者
ハ 障害者控除の適用を受ける同一生計配偶者
- (3) あなたが勤労学生である場合（専修学校、各種学校の生徒や職業訓練法人の訓練生の場合に限ります。）には、文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書の写しと学校長又は職業訓練法人の代表者の証明書を添付してください。

4 扶養親族等の範囲

【①同一生計配偶者】 所得者（この申告書を提出する人をいいます。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和7年中の所得の見積額が48万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入が103万円以下）の人
【②源泉対象配偶者】 ①の同一生計配偶者のうち、令和7年中の所得の見積額が1,000万円以下である所得者の配偶者
【③源泉控除対象配偶者】 所得者（令和7年中の所得の見積額が900万円以下の人に限りま す。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事 業専従者を除きます。）で、令和7年中の所得の見積額が95万円以下（給与所得だけの場 合は、給与の収入が150万円以下）の人 (注) 夫婦の双方がお互いに源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けることはできませ んのので、ご注意ください。
【④扶養親族】 所得者と生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を 受ける人及び白色事業専従者を除きます。）、児童福祉法の規定による里子又は老人福祉 法の規定による養護老人で、令和7年中の所得の見積額が48万円以下の人
【⑤控除対象扶養親族】 ④の扶養親族のうち、次の場合の区分に応じ、それぞれ次に該当す る人 イ 扶養親族が居住者の場合 年齢16歳以上の人 ロ 扶養親族が非居住者の場合 次のいずれかに該当する人 （イ）年齢が16歳以上30歳未満の人 （ロ）年齢が70歳以上の人 （ハ）年齢30歳以上70歳未満の人のうち、「留学により国内に住所及び居所を有しなく なった人」、「障害者」又は「あなたから令和7年中において生活費又は教育費に 充てるための支払を38万円以上受けている人」
【⑥特定扶養親族】 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人
【⑦老人扶養親族】 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人
【⑧同居老親等】 ⑦の老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者 又はその配偶者のいずれかとの同居を常況としている人

【⑨障害者（特別障害者）】所得者本人又はその①の同一生計配偶者や④の扶養親族で、次のいずれかに該当する人

- イ 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人・・・全て特別障害者になります。
- ロ 精神保健指定医などから知的障害者と判定された人・・・このうち、重度の知的障害者と判定された人は特別障害者になります。
- ハ 精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている人・・・このうち、障害等級が1級の人は、特別障害者になります。
- ニ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人・・・このうち、障害の程度が1級又は2級の人は、特別障害者になります。
- ホ 戦傷病者手帳の交付を受けている人・・・このうち、障害の程度が恩給法別表1号表ノ2の特別項症から第三項症までの人は、特別障害者になります。
- ヘ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人・・・全て特別障害者になります。
- ト 常に就床を要し、複雑な介護を要する人・・・全て特別障害者になります。
- チ 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の人で、市町村長、特別区の区長や福祉事務所長から、イ、ロ又は二に準ずる障害があると認定されている人・・・このうち、イ、ロ又は二の特別障害者と同程度の障害がある人は、特別障害者になります。

【⑩同居特別障害者】①の同一生計配偶者又は④の扶養親族のうち特別障害者で、所得者、その配偶者又は所得者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人

【⑪寡婦】所得者本人で、次のいずれかに該当する人のうち、令和7年中の所得の見積額が500万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が6,777,778円以下）、かつ、その所得者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない人（⑫のひとり親に該当する人を除きます。）

- イ 夫と離婚した後婚姻をしていない人で、④の扶養親族を有する人
- ロ 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない人

【⑫ひとり親】所得者本人で、次の全てに該当する人のうち、令和7年中の所得の見積額が500万円以下、かつ、その所得者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない人

- イ 現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死が明らかでない人
- ロ その所得者と生計を一にする子（他の人の①の同一生計配偶者又は④の扶養親族とされている者を除き、令和7年中の総所得金額等の見積額が48万円以下の子に限ります。）を有する人

【⑬勤労学生】所得者本人で、次の全てに該当する人

- イ 大学、高等学校などの学生や生徒、一定の要件を備えた専修学校、各種学校の生徒又は職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける訓練生であること。
- ロ 自分の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得（以下「給与所得等」といいます。）があること。
- ハ 令和7年中の所得の見積額が75万円以下（給与所得だけの場合は、給与収入金額が130万円以下）であって、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下であること。

Q) 扶養控除はどのように申請しますか？

スタッフ用Trinityメニューの「扶養控除申請」から申請いただけます。

Q) 申請はいつまでですか？

稼働月の月末までに申請してください。

Q) 申請した内容を確認することはできますか？

添付書類が不要な申請日または添付書類到着日の3営業日以降に「扶養申請画面」から登録内容をご確認いただけます。

Q) 月末までに提出するのを忘れました。どうしたらいいですか？

次月以降、稼働がある場合はその稼働月の月末までに申請してください。

※ご提出された以降の給与に反映されます。

※ご提出がない月（乙欄）の所得税の調整はその年の1年間の最終調整（年末調整or確定申告）で行います。

Q) 申請を間違えました。どうしたらいいですか？

再度「扶養控除申請」から申請してください。

Q) 紙で提出しました。再度Trinityから申請をした方がいいですか？

ご提出いただいた書面の内容を登録いたします。

ご提出いただいた内容は「扶養控除申請画面」からご確認いただけます。

Q) 来年分の提出はどのようにしたらいいですか？

年末調整（SmartHR）で申告されている方はTrinityでの申請は不要です。

Trinityでの申請については、給与所得者の扶養控除等(異動)申告の「申請年」を選択して12月中に申請してください。

※来年分については、翌年1月5日にはご確認いただけます。

Q) 添付書類はどのように提出したらいいですか？

「3.添付書類の提出方法について」をご確認の上、Trinityへ添付して申請してください。